

2004年6月16日

株主各位

名古屋市中区錦三丁目14番15号
カゴメ株式会社
代表取締役社長 喜岡浩二

第60回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の第60回定時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第60期(自2003年4月1日 至2004年3月31日)営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第60期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、株主配当金は1株につき10円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の理由は次のとおりであります。

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)が施行され、定款の定めにより取締役会の決議をもって自己株式の取得が認められたことから、機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、第6条(自己株式の取得)を新設いたしました。

これに伴い、現行第 6 条を第 7 条に統合して、条項の整理を行いました。

なお、定款の内容につきましては、後記の「定款新旧対照表」のとおりであります。

第 3 号議案 取締役11名選任の件

本件は、原案どおり取締役に喜岡浩二、千葉茂春、石黒幸雄、成田啓至、高田卯基、平岡泰樹、高橋哲也、小嶋 厚、西 秀訓、浅野正心、石樽康利の11氏が再選され、就任いたしました。

第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

本件は、原案どおり監査役に岩崎 宏氏が新たに選任され、就任いたしました。

なお、岩崎 宏氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第 1 項に定める社外監査役であります。

第 5 号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり監査役を退任された山口祥隆氏に対し、在任中の功労に報いるため、従来の慣例に従い当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

配当金のお支払いについて

第60期配当金は、1 株につき10円と決定いたしました。同封の「郵便振替支払通知書」の裏面をご高覧のうえ、お受け取りください。

なお、銀行預金口座振込をご指定いただきました方には、「利益配当金計算書」および「配当金のお振込先について」を同封いたしましたのでご確認ください。

代表取締役の選任および取締役の体制について

本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および取締役の体制につきまして、次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 代表取締役 | 社 長 | 喜 岡 浩 二 |
| 代表取締役 | 副 社 長 | 千 葉 茂 春 |
| 代表取締役 | 専務執行役員 | 石 黒 幸 雄 |
| 取 締 役 | 常務執行役員 | 成 田 啓 至 |
| 取 締 役 | 常務執行役員 | 高 田 卯 基 |
| 取 締 役 | 常務執行役員 | 平 岡 泰 樹 |
| 取 締 役 | 執 行 役 員 | 高 橋 哲 也 |
| 取 締 役 | 執 行 役 員 | 小 嶋 厚 |
| 取 締 役 | 執 行 役 員 | 西 秀 訓 |
| 取 締 役 | 執 行 役 員 | 浅 野 正 心 |
| 取 締 役 | (非 常 勤) | 石 樽 康 利 |

常勤監査役の選任について

本総会終了後、監査役の互選により常勤監査役が次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

| | |
|-------|---------|
| 常勤監査役 | 田 村 博 俊 |
| 常勤監査役 | 川 口 久 雄 |

決算公告について

当社は、決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書をホームページに掲載しております。当社のホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kagome.co.jp/kessan/bspl/>

以 上

定 款 新 旧 対 照 表

(下線は変更部分でおます。)

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|--|--|
| <p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> | <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 <u>当社は商法第211条ノ3 第 1 項 第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は100株とする。</p> <p>2 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> |